【１】対象事業所等の要件について		
NO	質問	回答
1	どのような「中小企業事業者」が補助の対象となりますか。 資本金等がない場合はどのように判断しますか。	対象となる「中小企業事業者」については、中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に定められており、資本金等又は常時使用する労働者数のいずれかを満たす事業者が該当します（農林漁業は「資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの」に該当します）。 また、いわゆる「みなし大企業」（大企業が資本金の２分の１以上を所有、役員の２分の１以上を大企業の役員が兼務など）についても、上記要件に該当するものであれば対象となります。 なお、資本金の額又は出資の総額がない場合は、常時使用する労働者数により判断します。
2	「常時使用する労働者の数」は、どのように算定するのですか。	本補助金における「常時使用する労働者の数」は、正規雇用者（フルタイム雇用者）としています。なお、外国人技能実習生も含めます。 また、「中小企業者」の要件である常時使用する従業員の数は、申請時点の人数で算定します。交付決定以降に労働者数が増えていても、申請時に要件を満たしていれば問題ありません。
3	県内事業所で就労しているが、居住地が県外の場合でも居住環境整備の対象となりますか。	受入れ事業所が県内にあることが条件となるため、補助対象となります。なお、受入れ事業所は、技能実習計画や雇用契約書等に記載のある就労先を指します。
4	申請時点で技能実習生を受入れていない事業所は、補助対象となりますか。	申請時点で技能実習生を受入れていない事業所は、補助対象とはなりません。 ただし、令和９年１月１５日までに技能実習生を新たに雇用する具体的な計画がある場合は、対象となり得ます。 なお、技能実習生を新たに雇用する具体的な計画がある場合とは、交付申請日に技能実習計画認定通知書が発行されていることを指します。
【２】補助要件について		
NO	質問	回答
1	どのような取組みが補助の対象となるのですか。	補助対象となるのは、技能実習生の居住環境整備に要する経費（社宅、寮、食堂等へのエアコン、鍵付きロッカー等の設置費（生活用品や汎用性のあるものを除く）等）、仕事内容や居住環境など企業の魅力発信に要する経費（技能実習生獲得に向けたＰＲ動画、採用パンフレットの作成費、業務マニュアルや安全表示看板の翻訳費等）等となりますが、その具体的な対象は要綱別紙に示されています。

2	居住環境整備として実施したリフォームの契約、着手又は設備の納品日が交付決定前になった場合でも、補助を受けることはできますか。	補助事業の実施は交付決定後でなければならず、交付決定前に契約、着手、納品された場合は補助を受けることはできませんので、ご注意ください。
3	相互の関連はない複数の補助対象事業を行います。まとめた金額を総事業費として申請することはできますか。	相互の関連はない事業であっても、それぞれが技能実習生の入職や県内定着促進に資するものであれば、合計の額をもって申請し、上限額を限度として補助を受けることができます。
4	機械設備の更新は補助対象となりますか。	機械設備等の単なる更新・入替については補助対象外です。ただし、その更新・入替によって技能実習生の居住環境の改善が認められるものについては、補助対象となります。 補助対象となる例としては、和式トイレから洋式トイレへ入替やウォシュレット機能付きトイレへの入替、燃費・出力向上を目的としたエアコンの更新などがあげられます。 また、故障品についても、故障前と同等の機能を持つ機器への入替は対象外となりますが、故障前より向上した機能を持つ機器への入替により、居住環境の改善が認められる場合は対象となります。 なお、申請にあたり、補助事業計画書に更新・入替による改善の効果を明確にしてください。
5	居住環境整備を自社で施工するものでも補助対象となりますか。	原則として、自社で施工する場合の工賃は補助対象外ですが、施工等に要する原材料費のみを事業費とするものは補助対象となります。 ただし、この場合においても、原材料費について単価１０万円（税込）以上のものを購入する場合においては二者以上からの見積もりが必要となりますのでご注意ください。
6	パソコンやタブレット端末等の購入は、補助対象となりますか。	パソコンの購入、買い換えや、汎用タブレット端末等は補助対象にはなりません。
7	家具の購入は補助対象となりますか。	家具は補助対象外です。
8	中古品の購入は補助対象となりますか。また、レンタルは補助対象となりますか。	中古品は補助対象外です。また、レンタルやリースも補助対象外です。
9	振込手数料は補助対象となりますか。	振込手数料は補助対象外です。

10	自転車・ヘルメットは補助対象となりますか。	通勤を含めた居住環境等の整備に資するものと認められる場合に補助対象となります。 ただし、以下の要件を満たすことが必要です。 ①交通安全指導を行う ②防犯登録をする ③自転車損害賠償責任保険等へ加入をする ④自転車管理簿を作成する また、交付申請時及び実績報告書提出時に以下の書類の提出を求めます。 （交付申請時） ①購入予定の自転車の仕様や外見がわかる資料（カタログ、ホームページ該当箇所の写し） （実績報告時） ①交通安全指導実施報告書（様式任意。実施日時、実施場所、参加者、実施内容を記載し、実施時の写真を添付すること） ②自転車防犯登録カード（お客様控え）の写し ③自転車保険の保険証券の写し（保険に加入していることが確認できる資料） ④自転車管理簿の写し なお、自転車は、使用状況に応じて華美でないものであれば種類は問いません。

【３】他の助成金等との併給調整		
NO	質問	回答
1	「国又は地方公共団体」以外の公益財団法人等からの助成は、併せて受けることができますか。	公益財団法人等から、本補助金の対象と同一の費用に対する助成等を受ける場合は、併せて本補助を受けることはできません。

【４】交付申請について		
NO	質問	回答
1	相見積が不要となる「相見積を取ることにより難い」場合とは、どのような例がありますか。また、その場合、何か留意点はありますか。	相見積が不要となるのは、例えば、特殊な作業等が必要な場合であって、実施可能な業者がその地区で１社に限られる場合等が考えられます。 このように、二者以上の見積を取ることが困難な場合は、その旨を記載した理由書（様式任意）を提出し、一者見積もりでの妥当性について審査により認められることがあります。

【５】計画の変更について		
NO	質問	回答
1	どのようなときに計画変更申請が必要ですか。	原則として、補助金交付申請時に提出した事業計画書（経費内訳書を含む）及び添付書類の内容を変更する際は必要です。 例えば、①事業完了日の延長、②購入予定であった製品等の型番が異なるものを購入・設置することとなった場合などがあげられます。 また、③事業の一部において購入・施工する予定であったが、不要となり支出が行われない場合、④購入はするがその数量に変更することとなった場合も、計画変更申請が必要です。

2	計画変更申請が不要である「軽微な変更」とはどのようなものですか。	例えば、下記については、「軽微な変更」となります。 ① 補助対象経費のうち、その経費区分において、その額の２０％以内の範囲における変更(ただし、補助金交付決定額が増加しない場合に限る。) ②交付決定通知書記載の事業完了日を超えない補助事業作業等の完了期日の変更（ただし、交付決定通知書記載の事業完了日を超える変更の場合は、変更承認申請が必要です。）
3	交付決定後に取下げする場合、どのようにすればいいのでしょうか。	申請の取下げについては、要綱第７条に定められていますが、様式に指定がないため、様式第４号を参考に申請書を作成して、取下げ申請を行ってください。
4	事業実施期間中に、外国人材都合で突然帰国や転職が決まり、外国人材が事業所からいなくなってしまった。この場合は、事業廃止となりますか。	事業廃止となるので、様式第４号により廃止申請を行ってください。
【６】財産処分について		
NO	質問	回答
1	本補助金により取得した物品を処分するときはどうしたらいいですか。	要綱第１９条第３項において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式１２号により、あらかじめ福岡県中小企業団体中央会の承認を受けなければならないとされています。 該当する場合は、事前に福岡県中小企業団体中央会にご相談ください。